

先 - 1
2 5 . 5 . 1 7新規技術の先進医療A又は先進医療Bへの振り分けに係る
審査の迅速化・効率化について（案）1. 背景等

- (1) 届出が受理された新規技術については、以下のように評価が行われる。
- ① 先進医療会議（以下、「本会議」という。）において、先進医療A又はBへの振り分けを行う。
 - ② 先進医療Aとして振り分けられた場合は、次回以降の本会議で審査を行い、先進医療Bとして振り分けられた場合は、先進医療技術審査部会（以下、「部会」という。）の審査を経て、本会議で審査を行う。
- (2) 本会議が開催されない月がある場合は、新規技術の先進医療A又はBへの振り分けが実施されず、本会議又は部会における審査の遅延に繋がる可能性がある。
- (3) 平成25年3月に先進医療会議が開催されなかったことにより、平成25年2月受理分の新規技術は、座長の了承を得て持ち回り開催にて先進医療A又はBへ振り分けを実施した。
- (4) 平成25年4月19日の第5回先進医療会議において、構成員から新規技術の先進医療A又はBへの振り分けについては、持ち回り開催で対応可能ではないかといった指摘があった。

2. 対応（案）

本会議は、構成員を招集して開催することを基本とするが、日程の都合等によりその月の本会議を開催することが困難で、翌月の本会議まで新規技術の先進医療A又はBへの振り分けが行えない場合等においては、審査を迅速化・効率化するため以下のように対応してはどうか。（先-1（参考）参照）

- ① 新規技術の申請内容から、メール等の手段により意見の集約が可能であると座長が判断した場合は、本会議を持ち回りで開催（メール等の手段により構成員の意見を集約する。）し、新規技術の先進医療A又はBへの振り分けを行うことができることとする。
- ② 座長は、本会議を持ち回りで開催する際は、構成員全員の意見が一致した場合に限り新規技術の先進医療A又はBへの振り分けを決定することとし、構成員全員の意見が一致しない場合は、構成員を招集した本会議を開催し、新規技術の先進医療A又はBへの振り分けを行うこととする。

新規技術の評価のフローチャート

先 - 1 (参考)
25.5.17

保険医療機関(申請)

事務局(受理)

先進医療会議を開催する場合

先進医療会議の開催が困難な場合等

先進医療会議(構成員招集)

先進医療会議(持ち回り開催)

座長の判断で開催

・先進医療A又はBへの振り分け先を決定する。

構成員の意見が一致しない場合

・メール等の手段により、構成員の意見を集約し、先進医療A又はBへの振り分け先を決定する。

先進医療A

先進医療B

先進医療B

先進医療A

技術審査部会

先進医療会議

・技術的妥当性、社会的妥当性の審査 等
先進医療Bは技術審査部会の審査結果を踏まえ検討

先進医療の実施